

平成 13 年 4 月 1 日 改訂
平成 21 年 7 月 5 日 改訂
平成 22 年 6 月 27 日 改訂
平成 24 年 7 月 29 日 改訂
平成 25 年 7 月 28 日 改訂
平成 27 年 12 月 6 日 改訂
平成 29 年 12 月 3 日 改訂
令和 2 年 7 月 1 日 改訂
令和 4 年 3 月 6 日 改訂

日本小児科学会大分地方会会則

総 則

- 第一条 本会は日本小児科学会大分地方会と称す。
- 第二条 本会は大分県における小児医学の進歩と小児の健康増進を図り、また小児医療制度の改善を図る事を目的とする。
- 第三条 本会は下記事業を行う。
(1) 学術集会の開催、総会の開催。
(2) その他前条の目的を達成するため必要な事業。
- 第四条 本会は事務局を由布市挾間町医大ヶ丘 1 丁目 1 番地、大分大学医学部小児科学講座におく。

会員及び役員

- 第五条 (1) 本会の正会員は小児医療又は小児保健に関心のある医師にして本会の主旨に賛成し所定の会費を納めた者とする。
(2) 非会員が各学術集会、臨時集会において発表もしくは、参加する場合は一時会員とし、所定の参加費を支払う。参加費は 3,000 円を基本とする。
(3) 臨時会員には投票権は無い。
(4) 本会主催の公開講座等の場合はこの限りではない。
(5) 学生、初期研修医の参加は臨時会員とし、参加費は徴収しない。
- 第六条 (1) 本会に次の役員をおき、役員の任期は 2 年とする。
会長 1 名、副会長 1 名、幹事 15 名以上 20 名以下、監事 2 名。
(2) 日本小児科学会代議員、大分県小児科医会会長は地方会幹事を兼任する。
(3) 会長、幹事および監事は正会員の立候補者の中から選挙により選出する。再任は妨げない。
(4) 副会長は幹事の中から役員会にて互選で決める。
- 第七条 (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその任務を代行する。
- 第八条 (1) 幹事は役員会を構成し、役員会および地方会が主催・共催する業務の運営に関わる。また、途中交代の場合には残りの任期期間とする。
(2) 監事は役員の仕事の執行の監査、および会計の監査を行う。また、理事会に出席し意見を述べるができる。
- 第九条 (1) 会長、幹事および監事選出に拘る選挙事務は 5 名からなる選挙管理

委員会で行う。12月中に監事が協議した上で委員長を決定し、委員長は幹事より4名の選挙管理委員を指名する（目安：大学・県立病院・その他の勤務医・開業医より各1名）。

- (2) 会長選挙について、選挙管理委員会は3月の臨時総会までに文書による立候補、推薦を受け付け、臨時総会に出席している正会員による投票を行い、過半数を得た者を当選とする。複数の候補者があり、過半数を得ない時は、1、2位得票者で再投票して上位得票者を選出する。立候補が1人の時は信任投票を行って会長を選出することを原則とするが、投票に替えて挙手によって諮っても良い。
- (3) 幹事および監事選挙について、選挙管理委員会は会長選挙同様文書による立候補、推薦を受け付け、総会時に出席している正会員による投票を行い、得票数上位者を当選とする。立候補者数が定員以下の場合は信任投票を行なって選出する事を原則とするが、投票に替えて挙手によって諮っても良い。

第十条 本地方会名誉会員への推薦は、原則として日本小児科学会名誉会員とする。

会議及び学術集会と運営

- 第十一条
- (1) 総会は毎年1回、年度第1回目の集会と兼ねて行い、会長が之を召集する。
 - (2) 会長は役員会が必要と認めたとき、又は会員の1/4以上が議案を付して要望した場合は臨時総会を召集しなければならない。
 - (3) 総会の成立は正会員の1/3以上の出席により成立する。議決は出席している正会員の過半数により決する。ただし委任状は出席とみなすが、議決権は認めない。
 - (4) 総会の議長は役員会にて指名され、その任期は各役員と同様2年とする。議長は副議長を指名し任務を代行させることができる。
 - (5) 議長及び副議長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 第十二条
- (1) 学術集会は年2回開催する。
 - (2) 第三条(2)項の目的のため、臨時集会(講演会)を開催することができる。

- 第十三条
- (1) 集会の開催地、期日および特別講演講師は役員会にて決定される。
 - (2) 一般演題の選択や座長の選出は地方会プログラム委員会に委託する。
 - (3) プログラム委員会の代表者は役員会に出席する。

- 第十四条
- (1) 役員会は随時会長が召集する。ただし役員1/2以上、又は会員の1/3以上の要望がある場合は之を召集しなければならない。
 - (2) 役員会は在籍幹事の1/3以上の出席により成立する。ただし委任状は出席とみなすものとする。
 - (3) 役員会の議長は会長が執行する。

- 第十五条
- (1) 会務の執行に必要な委員会を設置することができる。
 - (2) 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
 - (3) 委員会の委員長及び委員は、理事会の決議により正会員の中から委嘱する。なお、必要に応じて会員以外のものに委員を委嘱することができる。

会 計

第十六条

- (1) 本会の会計は会費及びその他の収入を之にあてる。
- (2) 会費は年額 6,000 円とする。
- (3) 会費徴収は原則として年度初めの学術集会時の支払い、もしくは年度内の口座振込とする。
- (4) 地方会名誉会員は、会費徴収を免除する。
- (5) 80 歳以上の会員は、会費徴収を免除する。
- (6) 1 年分の会費未納は退会とみなす。
- (7) 退会は文書にて事務局に届けるものとし、年度を超えた場合はその年度の会費を支払うこととする。
- (8) 未納による退会後の再入会時には、未納分を支払う事とする。

第十七条

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日迄とする。

付 則

本会則の変更は総会の議を経て行う。

補 則

- (1) 本会会員は同時に九州小児科学会会員になるものとする。
九州小児科学会醸出金：大分県選出代議員 1 名につき 10,000 円
平成 29 年 12 月現在 5 名) は地方会会計より支出する。
- (2) 参加証の再発行を希望した会員に対しては、記帳簿で出席が確認できた場合のみ有料 (2,000 円) で配布する。

了解事項

1. 幹事数は、病院勤務医、開業医、地域性や男女比率をもとに幅を持たせる。
2. 会長不在期間が出来ることを防ぐため、年度最終の地方会にあわせて選挙のための臨時総会を開催する (平成 23 年 7 月総会にて確認)。
3. 次年度への繰越金は、75~100 万円の範囲を目安とする。
4. 発表時は、COI (利益相反) 状態を開示する。
5. 学術集会のプログラム作成は、会長の指名を受けたプログラム委員が行なう。プログラム委員は、大分大学・大分県立病院・中津市民病院・大分こども病院・別杵地区・県南地区・県央地区・開業医の中堅医師から各一名を目安とし、各施設の小児科の長や各地区、小児科医会等からの推薦とする。プログラム委員の代表者は地方会役員会に出席する。
6. 会員名簿閲覧は申請書に記入の上事務局に申請する。
7. 学会抄録の当日または後日請求については 1,000 円を徴収した上で配布する。対象は、原則として正会員のみとする。
8. 正会員、一時会員 A、一時会員 B (非医師) の会員規程は以下の通りとする。

	正会員	一時会員 A	一時会員 B (非医師)
会費	6,000 円/年 (自動更新)	3,000 円/回	1,000 円/回
参加単位	○	○	○
認定講習単位	○	○	—
筆頭演者	○	○	—
抄録	印刷物 (事前配布)	電子媒体	電子媒体
選挙権・被選挙権・ 事務連絡	○	—	—